

野村美明「紛争解決過程における交渉概念と討論・議論・対話の概念」概要

『仲裁とADR』2号16-29頁（2007年）

本稿は、日常的な交渉のダイナミズムと日常用語の豊穡さに留意しつつ、学問的議論において同じ言葉を用いながら異なる意味で理解するという状態を改善するために、区別のための指標を提案している。

日常的なもめごとでは、当事者や利害関係者がだれかをはっきりさせないで、しばしば回りを巻き込みながら話し合いが進んでいく。回りを巻き込みながら合意が形成され「強制」され、もめごともなんとなく解消していく。これに対して、もめごとが訴訟になった場合は、当事者と応援団を区別しなければならない。もめごとの原因となった人や利害関係者が訴訟当事者となるとは限らない。

本稿は、交渉とは「相手と取り決めるために話し合うこと」であるという初期的定義から出発し、紛争当事者、交渉当事者、訴訟当事者が一致するケース（オレンジ紛争）と一致しないケース（家庭ごみ集積場所事件）を分析し、紛争解決過程における交渉概念と討論、議論および対話などの関係概念を比較することによって、(1)から(4)の区別と(A)から(D)の主張を展開している。

(1) 紛争とは、①利益や価値に関する対立や不一致であって（利害対立）、②一方からの要求が他方に拒絶された（主張対立）ものである。

(2) 交渉とは、当事者間に利害対立がある場合に、合意または共同の決定に到達するための、双方向のコミュニケーションのプロセス（過程）である。

(3) 討論とは、①特定の命題について、肯定・否定の二組に分かれて行う、②ルールに基づいたフォーマルな議論である。

(4) 対話とは、意見や利害を異にする人同士が、お互いの変容を受容しつつ行なうコミュニケーションの往復である。

(A) 紛争当事者と交渉当事者は重なる場合があっても、概念的には区別すべきである。

(B) 訴訟提起前の交渉過程と訴訟手続における交渉は、性質が異なるので、紛争解決の観点からは区別すべきである。

(C) 議論という用語は討論よりも一般的な意味（ある問題に対して理由を示して結論を述べること）として用いるべきである。

(D) 対話による交渉とは、①自他の異質性や②自他の変容をまずうけとめて、③意識的に「問答」を往復させるというアプローチを交渉過程において実践しようとするものである。これに対して、討論は、(3)の①のみを含む議論として理解したとしても、対話とは緊張関係にある。訴訟において対話を強調する場合には、理論的・実践的に討論との境界線を意識すべきである。

本稿によって、交渉と紛争解決に関する多様な議論の間で「対話」が成立し、実りある議論が促進されることを期待したい。